

令和5年11月6日

市民のみなさんへ

庄 原 市

行政文書の発行について

令和5年11月6日付けの行政文書をつぎのとおり発行します。

★ 回覧文書

表 題	備 考	担 当
令和6年度 保育所等入所申込みのご案内		生活福祉部 児童福祉課
令和5年度市町村設置型浄化槽・補助金型浄化槽の申込受付 期間延長のお知らせ		環境建設部 下水道課
環境しょうばら		環境建設部 環境政策課
総合体育館だより		教育部 生涯学習課
田園文化センターだより		田園文化センター
庄原市人権講演会のお知らせ		生活福祉部 市民生活課
令和5年度庄原市在宅医療・介護についての市民研修会		生活福祉部 高齢者福祉課

※各戸配布一覧は裏面にあります

★ 各戸配布

表 題	備 考	担 当
広報しょうばら11月号		総務部 行政管理課
高自治振興センターだより(高地区のみ)		高自治振興区
ふれあい掲示板(北地区のみ)		北自治振興区

◎ 行政文書のお問い合わせについて

市役所内の各課・センター・室・局・係へ直接電話できる直通電話を設置しています。

電話番号をご確認のうえ、担当課へ直接お問い合わせください。

〒727-8501 庄原市 総務部総務課総務法制係

電話番号 (0824)73-1123(直通) FAX (0824)72-3322

庄原市ホームページアドレス <http://www.city.shobara.hiroshima.jp>

庄原市電子メールアドレス shobara@city.shobara.lg.jp



令和6年度 保育所等入所申込みのご案内

令和6年4月から保育所などの利用を新たに希望する方は、子どものための教育・保育給付の支給認定申請を行い、保育を必要とする認定等を受けることが必要です。

また、すでに保育所に入所されている方で、継続入所を希望される方は利用申請の手続きが必要です。

受付期間

令和5年11月13日(月)～令和5年12月15日(金) 8時30分～17時15分

ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く

注) 期間内に申込みのなかった場合、5月以降の入所となる場合があります。

受付場所

庄原市児童福祉課 及び 各支所地域振興室(東城支所は市民生活室)

*西城支所は「西城保健福祉センター(しあわせ館)」で受け付けます

*継続入所を希望される場合は、現在入所されている保育所に書類を提出することができます

提出書類

①支給認定申請書兼利用申請書〔児童1人につき1部〕

②保育を必要とする理由のわかる書類

※1号認定を除く

(ただし、預かり保育を利用される場合は、保育の必要性の認定を受けることが必要です【要申請】)



〔保育の必要性の認定〕

保育の必要性の認定を受けることができるのは、児童の保護者(父母)のいずれもが次のいずれかの事由に該当し、保育の利用が必要と認められる場合です。

保育を必要とする事由	提出書類	備考
就 労 等	【会社にお勤めの方】 就労証明書	所定の用紙があります。勤務先で記入してもらい、提出してください。
	【自営業などの方】 就労(学)申立書	所定の用紙に就労時間等を記入してください。
妊娠・出産	母子健康手帳の写し	表紙と出産予定日がわかるページをコピーしてください。
疾病・障害	診断書・身体障害者手帳等の写し	
介 護 等	介護・看護申立書	所定の用紙に具体的な内容を記入してください。
就 学	就労(学)申立書	所定の用紙があります。就学先で記入してもらい、提出してください。
求 職 活 動	求職活動申立書	所定の用紙に活動内容を記入してください。

【新規入所】

保育所入所に係る書類を11月13日(月)から上記受付場所へ設置及び市ホームページへ掲載します。上記受付場所で申込みをしてください。

【継続入所】

継続入所に係る書類を11月13日(月)に保育所を通じて配布します。継続入所を希望される場合には、本庁・支所または保育所へ書類を提出してください。

【年度中途入所】

・令和6年4月2日から30日までの入所を希望される場合は、上記受付期間にお申込みください。

・令和6年5月以降に入所を希望される場合は、入所を希望される月の前々月末日までにお申込みください。



＜お問い合わせ先＞庄原市生活福祉部児童福祉課児童福祉係

電 話 0824-73-1192

FAX 0824-75-0195

メー ル jidou-fukushi@city.shobara.lg.jp

【裏面へ】

庄原市保育所・認定こども園・地域型保育事業所 一覧

【保育所】

(令和5年11月現在)

地域	施設名	区分	所在地 電話番号	平日・土曜日 開所時間	延長保育 時間	定員(人)	受入年齢
庄原	庄原	市立 (指定管理)	三日市町24 0824-72-0317	7:30~18:30	~19:30	200	6ヶ月~
	高	市立 (公営)	高町2075-6 0824-72-2277	7:30~18:30		45	1歳~
	峰田	市立 (公営)	春田町13-2 0824-78-2814	7:30~18:30		45	1歳~
	敷信みのり	市立 (指定管理)	板橋町2243 0824-72-0828	7:30~18:30	~19:30	126	6ヶ月~
	三日市	市立 (指定管理)	上原町1844-16 0824-72-3917	7:30~18:30	~19:30	80	6ヶ月~
	七塚	市立 (公営)	田原町10-7 0824-74-1039	7:30~18:30		45	1歳~
	山内	市立 (公営)	山内町774-3 0824-74-0400	7:30~18:30		45	1歳~
	庄原北	市立 (指定管理)	川北町19-6 0824-72-2800	7:30~18:30	~19:30	75	6ヶ月~
	永末	市立 (公営・へき地 保育所)	永末町37-1 0824-72-3517	平日 7:30~18:30 土曜日 7:30~13:00		35	3歳~
西城	西城	市立 (指定管理)	西城町大佐724-1 0824-82-2931	7:30~18:30	~19:30	75	6ヶ月~
東城	東城	市立 (指定管理)	東城町川東1343 08477-2-2070	7:30~18:30	~19:30	170	6ヶ月~
	田森	市立 (公営)	東城町栗田1707-3 08477-2-3674	7:30~18:30		35	1歳~
口和	みどり園	市立 (公営)	口和町湯木83-1 0824-87-2646	7:30~18:30		60	6ヶ月~
	聖慈	私立	口和町大月463-1 0824-87-2624	7:30~18:30		20	6ヶ月~
高野	高野	市立 (指定管理)	高野町新市1289 0824-86-2027	7:30~18:30	~19:30	60	6ヶ月~
比和	比和	市立 (公営)	比和町比和535-1 0824-85-2608	7:30~18:30		60	6ヶ月~
総領	総領	市立 (指定管理)	総領町下領家71 0824-88-2701	7:30~18:30	~19:30	60	6ヶ月~

【幼保連携型認定こども園】

東城	小奴可こども園	私立	東城町小奴可 2530-1 08477-5-0031	2号・3号認定(保育認定) 7:20~18:20	~18:50	50	3ヶ月~
				1号認定(教育認定) 8:30~14:00	~18:50	10	3歳~

【地域型保育事業】

庄原	光寿保育園	※事業所内保育 (地域枠)	尾引町263-2 0824-74-0530	平日 7:30~18:30 土曜日 7:30~18:30	~19:30	5	6ヶ月~2歳
	タンネの森		西本町2-8-11 0824-74-6636	7:30~18:30	~19:00	5	6ヶ月~2歳
東城	ぼんぼこ山 保育園	小規模保育	東城町森149-2 08477-4-0501	7:30~18:30		12	6ヶ月~

■市立保育所の申込人数が10人に満たない場合、休所となる場合があります。

■※地域型保育事業施設の入所を希望される方は、事前に施設へ受け入れ状況を確認のうえ、申込みをしてください。

【保育所】

保護者の就労や病気などのためにお子さんの保育を必要とする場合に、保護者にかわって保育する児童福祉施設です。庄原市の保育所には、庄原市が設置する市立保育所(公営・指定管理)と社会福祉法人等が設置する私立保育所があります。

【幼保連携型 認定こども園】

教育・保育を一体的に行う、学校並びに児童福祉施設です。
①3歳以上のすべての子どもに幼児教育を行うと共に0歳から就学前の保育を提供する機能
②地域における子育て支援を行う機能を備える施設です。

【事業所内保育事業所】

会社や事業所の保育施設などで、従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育します。

【小規模保育】

少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

市町村設置型浄化槽の申込受付を延長します！

庄原市では、「市町村設置型浄化槽事業」により整備を行っています。

令和5年度に浄化槽の設置を希望される方は、申込受付期間を延長（令和5年9月29日まで→令和5年11月30日まで）しますので、担当窓口にてお申込みください。ただし、この整備の対象は公共下水道・農業集落排水事業区域を除く区域の住宅のみで、事業所等は含まれません。

【受付期間】

令和5年11月30日（木）まで

※ 浄化槽工事が令和6年2月末までに完了し、かつ排水設備工事が令和6年3月末までに完了し浄化槽の使用開始がされること。

※ 申し込みが設置予定基数に到達した場合には、受付期間中であっても受付を終了しますので、お早めにご相談ください。

市町村設置型浄化槽事業概要

・市が負担するもの

浄化槽本体の設置費用【但し、標準的な工事に加えて追加工事が必要な場合等には、個人負担分が必要となる場合もあります。例：浄化槽本体の蓋の変更等】

・浄化槽の維持管理費

・個人に負担いただくもの

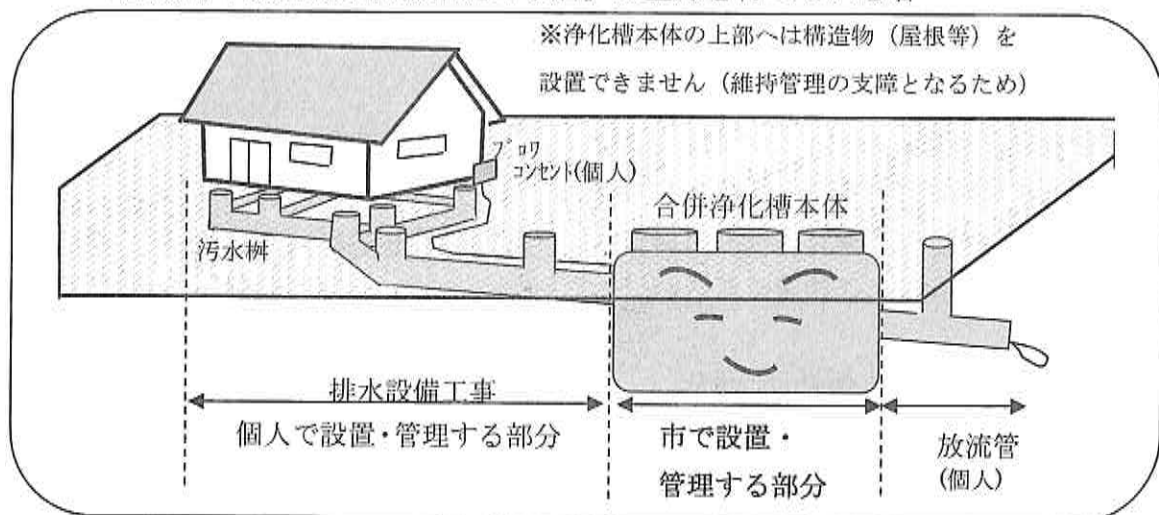
分担金 30 万円・排水設備工事費・浄化槽用地に係る固定資産税・毎月の使用料
浄化槽ブロワの電気料金・バキュームカーが敷地に入れない場合は浄化槽清掃等
に係る水（1 m³程度）

・浄化槽施工業者

市内に営業所を設けている「庄原市下水道排水設備指定工事店」のうち、「広島県浄化槽工事業」又は「広島県特例浄化槽工事業」の登録を行っている者

・排水設備施工業者

「庄原市下水道排水設備指定工事店」の登録を行っている者



市設置型浄化槽を設置するためには、浄化槽の本体上部空間に屋根等の構造物がないこと等の条件を満たすことが必要です。土地や住宅事情等の理由でやむを得ず条件が満たせない場合に、補助金を交付する制度があります。詳しくは裏面をご覧ください。

浄化槽設置整備事業補助金の 申込受付を延長します

庄原市では、「市町村設置型浄化槽事業」により浄化槽整備を行っています。

市設置型浄化槽を設置するには、設置後の維持管理のため、浄化槽本体の上部空間に屋根等の構造物がないことや、10人槽以下の浄化槽であることが条件となっています。

土地や住宅事情等により条件を満たすことが困難で、市設置型浄化槽の対象とならない場合には、浄化槽設置者に対して補助金を交付する制度があります。

令和5年度に浄化槽補助金制度を希望される方は、令和5年11月30日までに担当窓口にてご相談のうえ申請してください。

ただし、この制度の対象は、公共下水道・農業集落排水事業区域を除く区域の住宅で、事業所等は含まず、市設置型浄化槽の設置ができない場合のみ対象となります。

○補助金の額

浄化槽人槽区分	補助金交付限度額
5人槽	390,000円
7人槽	474,000円
10人槽	660,000円

※ 店舗併用住宅等で人槽が10人槽を超える場合は、住宅部分に対する人槽の補助金を交付します。

※ 既設単独槽を撤去し、新たに合併浄化槽を設置する場合は、上記の補助金交付限度額に9万円を加算します。

○受付期間

令和5年11月30日（木）まで

※ 浄化槽工事が令和6年2月末までに完了し、かつ排水設備工事も完了のうえ浄化槽の使用開始がされること。

※ 申し込みが予定基数に到達した場合には、受付期間中であっても、受付を終了しますので、お早めにご相談ください。

市設置型浄化槽・浄化槽補助金制度

申し込み・問い合わせ先

庄原市環境建設部下水道課（電話：0824-73-1175 FAX：0824-72-3322）

（メールアドレス：gesui-kanri@city.shobara.lg.jp）

西城支所地域振興室（0824-82-2181）

東城支所産業建設室（08477-2-5141）

口和支所地域振興室（0824-87-2113）

高野支所地域振興室（0824-86-2113）

比和支所地域振興室（0824-85-3003）

総領支所地域振興室（0824-88-3065）

環境しょうばら

No. 8

次世代へつなぐ 庄原の里山環境

発行日	令和 5 年 11 月 6 日
発行元	環境建設部 環境政策課
TEL	0824-72-1398
FAX	0824-72-5517
mail	kankyo-seisaku@city.shobara.lg.jp

野焼きは法律で禁止されています。(火災に注意)

野外焼却は法律(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条の 2)で禁止されています

違反した場合、5 年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金に処せられます。

(懲役と罰金が併科されることもあります)

野外焼却は火災の原因にもなり非常に危険です。庄原市内においても、ごみの焼却が原因で火災になる事例が毎年、多く発生しています。ごみの野外焼却は絶対に行わないでください。

※ドラム缶を使った焼却や基準を満たしていない焼却炉での焼却も違法です。

なお、農作業などで出た草や、とんど等の地域行事で焼却することは禁止の例外とされていますが、むやみに燃やしてよいということではありません。

禁止の例外の野外焼却を行う場合には、火災に十分注意し近隣の方の迷惑にならないように、風向きや時間帯、焼却量を考慮して行ってください。また管轄する消防署へ「火災とまぎらわしい煙または火炎を発生おそれのある行為の届出書」により届出をする必要があります。(野焼きを許可するものではありません。)

紙類の分別にご協力ください。

紙類は正しく分類されることで資源になります。ごみとして排出するのではなく、種類ごとに分けていただくことで、資源の有効利用とごみの減量化につながります。

■ 紙 類

一度使用した紙も古紙として繰り返し使用することで、新たに使用する木材の量を抑制し、豊かな森林資源を保つことができます。紙は大切な資源です。捨てる前にもう一度分別できないか考え、紙製品を買う時は、古紙利用製品を選びましょう。

分別の種類

●ダンボール ●新聞 ●紙パック ●その他紙類(チラシ・本・冊子・カタログ など)

※リサイクルできる紙類、できない紙類について QR コードで確認できます。

収集場所へ出す時は、白い紙ひもで十文字に縛ってください。

※リサイクルプラザや本田春荘商店へ直接持ち込む場合は、縛っていただく必要はありません。

■ シュレッター紙・機密文章

シュレッターにかけた紙・機密文書もリサイクルできます。

機密文書についての問い合わせは、下記 (有)福岡産業へお問い合わせください。(有料)

※シュレッター紙・機密文書は、庄原市では焼却処分しません。

■ 持ち込み先 お問い合わせ

- 庄原市リサイクルプラザ 庄原市是松町 20 番地 25 ☎ (0824) 72-1398
- 東城クリーンセンター 庄原市東城町久代 6671 番地 2 ☎ (08477) 2-0214

紙類のみ

- 株式会社本田春荘商店 庄原市是松町 20 番地 27 ☎ (0824) 73-1280

機密文書処理

- 有限会社福岡産業 庄原市宮内町 707 番地 1 ☎ (0824) 73-1102

リサイクルできる
紙類、できない紙
類 QR コード



小型家電リサイクルに御協力をお願いします。

小型家電（携帯電話、デジタルカメラなど）には、鉄、アルミ、金、銀、銅やレアメタルなどの有用金属が多く含まれる一方で、鉛などの有害な物質などを含むものもあるため、適正な処理が必要です。このため、使用済み小型家電の回収・リサイクルを推進するため平成25年4月1日から「小型家電リサイクル法」がスタートしました。リサイクルを行うことにより、循環型社会の形成に役立てるとともに、埋立量の削減を図ることができます。

小型家電 28 品目



●携帯電話・スマートフォン



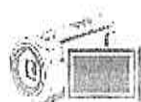
●携帯ゲーム機



●携帯音楽プレーヤー



●デジタルカメラ



●ビデオカメラ



●電卓 など

電話機・FAX など/携帯電話・PHS・ACアダプタなど/ラジオなど/デジタルカメラ・デジタルビデオカメラ・DVDレコーダーなど/デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセットなど/パソコンなど/ハードディスク・USBメモリなど/プリンターなど/ディスプレイなど/電子書籍端末など/電動ミシンなど/電動ドリルなど/電卓など/ヘルスメーターなど/電動式吸入器など/フィルムカメラなど/炊飯器・電子レンジなど/扇風機・除湿器など/アイロン・掃除機など/こたつ・電気ストーブなど/ヘアドライヤー・電気カミソリなど/マッサージ機など/ランニングマシンなど/電気芝刈り機など/照明器具など/デジタル時計など/キーボード・エレキギターなど/ゲーム機など

小型家電の出し方

※これまでの分別方法と変わりません。

1

庄原市指定収集袋



に入れてください。

（小型家電以外の燃えないごみと一緒に入れてOK）

2

「燃えないごみ」の収集日に、ごみ集積所（ステーション）に出す。【収集日】月1回

※収集日は、各地域のごみ収集カレンダーをご確認ください。

施設へ直接持ち込む。

2

【東城地域以外】リサイクルプラザ

【東城地域】東城クリーンセンター

注意事項

- ・携帯電話などの個人情報、認定事業者により適切に消去しますが、ごみ集積所（ステーション）に出す場合は、情報漏洩を防ぐため事前に消去しておいてください。
- ・取り外しできる電池・バッテリーは、「有害ごみ」で出してください。取り外せない場合は、「燃えないごみ」で出してください。指定袋に入らない場合は、「粗大ごみ」として、施設へ直接持ち込むか、戸別収集をご利用ください。

環境標語（令和4年度環境標語コンクール）

リサイクル 一人の努力 変わる未来

板橋小学校6年 藤原 悠葵



総合体育館だより

ホームページ

X (旧 Twitter)

LINE
公式アカウント

Facebook



soutai.sakura.ne.jp



@shobara1993



@166bbqjr



@shobara.gym



令和 5 年 11 月 6 日 発行

庄原市総合体育館

管理者 庄原市総合サービス(株)

TEL(0824)72-8000 / FAX(0824)72-8001

sakura-arch@guitar.ocn.ne.jp

庄原市教育委員会教育部

生涯学習課生涯学習係

TEL(0824)73-1188 / FAX(0824)73-1254

syogaigakusyu@city.shobara.lg.jp

ZUMBA (ズンバ) 教室のお知らせ

【実施日】 ¹²13 20 ¹17 24 31 ²7 14 21 28 ³6 (水曜日・全 10 回)

【時 間】 15:30~16:20 (1 部) 18:00~18:50 (2 部) 19:30~20:20 (3 部)

【場 所】 総合体育館 武道場他 【対 象】 中学生以上 【参加費】 500 円/1 回

【申込み】 総合体育館まで、電話・メール・ウェブページ又は受付窓口でお申込みください。

ZUMBA (ズンバ) とは、ラテン音楽を中心とした世界中の音楽のリズム、ステップなどを取り入れたダンス系エクササイズです。

「フリーウエイトアドバイスの日」のお知らせ

【実施日】 2023年 12月4日 月 2024年 3月4日 月

【時 間】 18:00~20:00

【場 所】 総合体育館 トレーニング室

【対 象】 トレーニング室利用者

【参加費】 無料 (別途トレーニング室利用料がかかります)

トレーニング室を利用される方を対象に、フリーウエイトトレーニングに関するアドバイスを行います。事前の予約等は必要ありません。なお、トレーニング室の利用には、事前に講習会の受講が必要です。

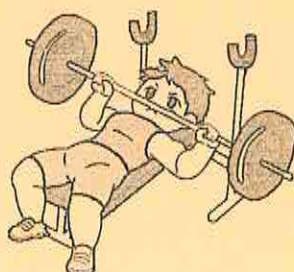
フリーウエイトとは・・・ダンベルやバーベルを使用したトレーニングです。

マシントレーニングと違い、トレーニングフォームの自由度が高く、様々な筋肉を鍛えることができます。自由度が高い反面、正しいフォームで行わないと効果がでなかったり、怪我のリスクが高まったりします。

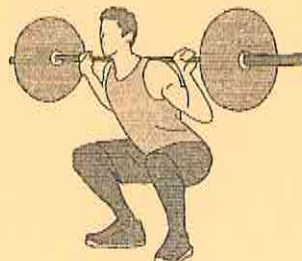
ダンベル



バーベル
(ベンチプレス)



バーベル
(スクワット)



アームカールバー



田園文化センターだより

第215号 令和5年11月5日

*****【インターネット予約貸出】について*****

庄原市立図書館では、図書館のホームページから借りたい本を検索して貸出予約を行うことが出来る「インターネット予約貸出」を行っています。図書館（分館含む）の蔵書や貸出状況をあらかじめ検索して予約ができますのでとても便利です。ご利用ください。

【貸出可能な資料】

- ・図書館から持ち出し不可の図書（『禁帯出』のシールを貼ってあるものなど）を除く全ての所蔵資料を予約することができます。（予約した本は、図書館本館あるいは分館で直接お受け取り下さい。）

【利用対象者】

- ・図書館カードをお持ちの個人が対象となります。（団体利用はできません。）

【貸出可能な資料点数】

- ・5点まで（うち、CD、DVDは3点まで）となります。

【貸出予約資料の取り扱いについて】

- ・置き置き期間は1週間、貸出期間は2週間です。
（置き置き期間を過ぎますと予約は取り消されます。）

【貸出可能な方への連絡方法】

- ・予約完了後、1週間以内に電話で確認のご連絡をいたします。
なお、予約された図書が予約待ちの状態であれば、予約の順番ごとに連絡させていただきます。

インターネット予約貸出
の利用方法については、
庄原市立図書館ホーム
ページの「インターネット
予約ご利用案内」を
ご確認ください。

2023年 11月～12月

休館日カレンダー

11月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	③	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	②③	24	25
26	27	28	29	30		

12月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

11月・12月の行事予定

☆「おはなし会」の開催予定(毎月第2土曜日)

	11月の「おはなし会」	12月の「おはなし会」
テーマ	たまご	クリスマス
日時	11月11日(土)	12月9日(土)
場所	庄原市田園文化センター	
申込	事前の申し込みの必要はありません	

☆「赤ちゃんへの絵本プレゼント(無料配布)」の日程

	4ヶ月児育児相談	1歳6ヶ月健診
日付	11月27日(月) 12月25日(月)	12月20日(水)
時間	13:00～14:30	13:30～15:00
場所	庄原保健福祉センター	

※災害時（警報等の発令時）や感染症拡大等の影響により、行事等をやむを得ず中止する場合がございます。ご了承ください。

- ・図書館の開館時間は10:00～19:00です。
- ・祝祭日も開館しています。
- ・休館日は、毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は直後の平日）です。
- ・年末年始は、12月29日～1月4日まで休館となります。

新着図書案内

*新着図書の一部を紹介します。

インターネット予約が便利です！

これまでは、貸出中の資料のみ予約可能でしたが、すべての資料（禁帯出除く）が予約できるようになっています。図書館のHPから、ぜひご利用ください。

〔図書館 HP〕 <http://www.shobara-lib.jp/>

新しい本が入りました！

一般書

どうしようもなく辛かったよ	朝霧 咲 // 著
喫茶おじさん	原田 ひ香 // 著
照子と瑠衣	井上 荒野 // 著
ハジケテマザレ	金原 ひとみ // 著
夢十夜	夏目 漱石 // 著
猫弁と狼少女	大山 淳子 // 著
マンションフォンティーン	小路 幸也 // 著
東家の四兄弟	瀧羽 麻子 // 著
可哀想な蠅	武田 綾乃 // 著
陰陽師 烏天狗ノ巻	夢枕 獯 // 著
窓ぎわのトットちゃん'続	黒柳 徹子 // 著
書架の探偵、貸出中	ジーン ウルフ // 著

児童書

ひと粒のチョコレートに	佐藤 清隆 // 文
おぼえよう野球のルール	片野 全康 // 著
目でみるえいごのずかん	おかべ たかし // 文
はじまりは一冊の本！	濱野 京子 // 作
こらしめじぞう	村上 しいこ // 著
なんとかなる本	令丈 ヒロ子 // 著
私立探検家学園 3	齊藤 倫 // 著
尊敬する人はいません<今のところ>	中山 聖子 // 作

えほん

赤いけいとでつながって	リサ モーザー // 文
クリスマスマーケット	降矢 なな // 文 絵
ぬまの 100 かいたてのいえ	いわい としお // [作]
ピアノ	いせ ひでこ // [作]
エゾナキウサギ	佐藤 圭 // 写真 文
さるさるおさる	乾 栄里子 // 作
さぼてんぼうや	石津 ちひろ // 文
あったらいいね	多田 ヒロシ // 作
魔女の一日	飯島 都陽子 // 作

10代のみなさんへ！YA（ヤングアダルト）

スマホアプリはなぜ無料？	松本 健太郎 // 著
みんなで描こう！黒板アート	すずき らな // 著
アップサイクル！	佐藤 まどか // 作

ようこそ！電子図書館へ

今月のおすすめ 電子図書

秋も深まり、そろそろ山の木々が色づき始めてきました。今月は電子書籍版の観光雑誌を紹介します。

るるぶ広島宮島
・尾道 しまなみ海道 呉・23

出版者：JTB パブリッシング



広島完全版
出版者：JTB パブリッシング

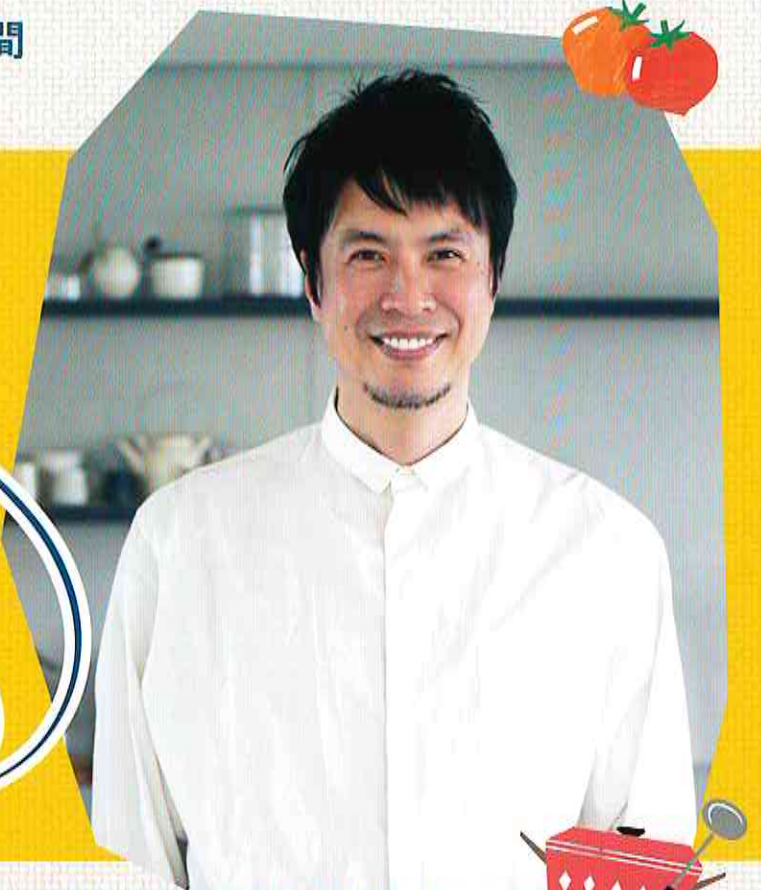




12月4日～12月10日は人権週間
12月10日は人権デーです

令和5年度 庄原市人権講演会

食を通して 人が、世界が つながる



とき **12月7日** **木**

18:15 開場
18:30～ 人権作品表彰式
19:00～20:30 講演会

**入場
無料**

生きていくうえで欠かすことのできない「食」を切り口に、人権について考えてみませんか。家族で料理と食事を楽しみながら絆を深めていく大切さについてお話いただきます。

講演者

コウ ケンテツ さん
《料理研究家》

〈講演者プロフィール〉

大阪府出身。旬の素材を生かした手軽でおいしい家庭料理を提案し、テレビや雑誌、講演会など多方面で活躍中。30か国以上の国を旅して世界の家庭料理を学ぶ。

3児の父親としての経験をもとに、親子の食育、男性の家事・育児参加、食を通してのコミュニケーションを広げる活動にも力を入れている。近著は「本当はごはんを作るのが好きなのに、しんどくなった人へ」(ぴあ)、「アジアの台所に立つとすべてがゆるされる気がした」(新泉社)。YouTube「Koh Kentetsu Kitchen」は登録者数180万人以上の人気チャンネル。

ところ

多くの方にご参加いただけるよう、メイン会場の様子を視聴できるオンライン会場を設けています。お住まいの近くのオンライン会場での参加もお待ちしております。

メイン
会場

庄原市民会館 大ホール
(西本町二丁目17番15号)



- ・手話通訳・要約筆記による案内もあります※
- ・託児を希望される方は、11月30日(木)までにお申し込みください※

※手話通訳、要約筆記又は託児が必要な方はメイン会場をご利用ください



オン
ライン
会場

- ウィル西城 ウィルホール (西城町大佐741番地1)
- 庄原市役所東城支所 大会議室 (東城町川東1175番地)
- 高野保健福祉センター 会議室 (高野町新市1150番地1)
- 口和自治振興センター 第1会議室 (口和町向泉934番地4)
- 比和自治振興センター 大会議室 (比和町比和1119番地1)
- 総領自治振興センター 大集会室 (総領町下領家278番地)

主 催

庄原市・
庄原市教育委員会

問い合わせ・
託児申込み

庄原市 生活福祉部 市民生活課
電話番号 (0824)73-1154 FAX(0824)73-1247
メール simin-seikatsu@city.shobara.lg.jp

令和5年度

庄原市在宅医療・介護についての市民研修会

最期まで、どこで、どのように暮らしたいか、自分の思いを家族や大切な人に伝えていきますか？多くの人が抱いている「住み慣れた地域で暮らしたい」という思い・・・それを叶えるためには、どんな医療・介護サービスが利用できるのか、地域でどんな支え合いをすればいいかを一緒に考えてみませんか？

第1部 基調講演

医療法人社団聖仁会 戸谷医院院長として、
外来・往診で診療されています。庄原市の在宅医療の現状と在宅医療・介護が必要になった時に大切にしたいことについてお話しいたします。



庄原市医師会
常任理事
戸谷 誠二さん

第2部 パネルディスカッション

医療・福祉の専門職の報告から、地域で暮らすことを叶えるための意見交換を行います。

コーディネーター



社会福祉法人 相扶会
寿園・相扶園
次長

荒木 和美さん

パネリスト



社会福祉法人
庄原市社会福祉協議会
会長

上田 正之さん

パネリスト



庄原赤十字病院
訪問看護ステーション
管理者

安部 弘美さん

パネリスト



社会福祉法人 東城有栖会
東寿園居宅介護支援事業所
管理者

水永 芳香さん

参加申込が必要

[参加定員] 160名(先着順)
[申込内容] ①氏名 ②住所
③日中に連絡のとれる
電話番号

申込先

庄原市生活福祉部高齢者福祉課
地域包括支援センター係

電話0824-73-1165
FAX0824-75-0245

Mail: chilkihoukatu@city.shobara.lg.jp

主催 庄原市

後援 庄原市医師会、庄原市歯科医師会、庄原市自治振興区連合会、庄原市地域福祉ネットワーク会議
庄原市民生委員児童委員協議会、庄原市社会福祉協議会、庄原市介護支援専門員連絡協議会
庄原市老人クラブ連合会、三次・庄原地区多職種連携会議

問合せ 庄原市生活福祉部高齢者福祉課 地域包括支援センター係(電話:0824-73-1165)

住み慣れた地域で
暮らしたいを叶えるには
医療・介護との向き合い方

参加
無料

令和5年

12.2 土

13:30~15:30

[会場] 庄原市ふれあいセンター

(庄原市西本町四丁目5-26)

